

平成 30 年 7 月 2 日改正

公告記載の「近接地域の入札参加資格」の考え方を改めました

現在本市では、建設工事の公告に「公告日から入札（開札）日までの間、本工事の近接地域（最近部が 100m以内）で本市発注の同種工事を請負っている者は、本工事の入札参加資格はない。」との記載をしており、検査を完了しなければ入札参加資格はないとしていました。

この考え方の趣旨は、施工中の現場に近接する場所の工事を同一の者が入札参加した場合、経費削減が望め、他者と比較し有利であると考えられるためです。

しかし、現場作業が終了し後片付けも終わっている状態で近接した場所における新たな建設工事に入札参加したとしても経費削減は見込まれず、他者と比較して有利であるとは言い難いため、より多くの者に入札参加資格を与え、入札における競争性を高めることを目的とし、工事完成通知書を提出し受理された日から入札参加資格を与えることとします。

「近接地域の入札参加資格」の考え方を改めました

【改正前】

検査を完了してなければ入札参加できませんでした



【改正後】

工事完成通知書を提出し受理された日から入札参加が可能になります

【近接地域の同種工事を請負っている者に入札資格を与えない理由】

施工中の現場に近接する場所の工事を同一の者が入札した場合、経費削減が望め、他社と比較し有利であると考えられるため

【改正理由】

現場作業が終了し後片付けも終わっている状態であり、近接した場所における新たな建設工事に入札参加したとしても、経費等の削減が見込まれず、他者と比較して有利であるとは言えないため